

地球温暖化防止実行計画

平成24年12月
伊南行政組合

目 次

第1章 実行計画策定の背景

- 1 地球温暖化問題…………… 1
- 2 国際的な動きと我が国の対応…………… 2
- 3 伊南行政組合における計画策定の背景…………… 2

第2章 計画の基本的事項

- 1 計画の目的…………… 4
- 2 計画の期間…………… 4
- 3 計画の対象範囲…………… 4
- 4 計画の対象とする温室効果ガス…………… 4

第3章 温室効果ガスの排出状況

- 1 伊南行政組合の温室効果ガス排出量…………… 5
- 2 温室効果ガスの種類別排出状況…………… 7
- 3 施設別の温室効果ガス排出状況…………… 8
- 4 温室効果ガスの排出削減目標…………… 8

第4章 計画の具体的な取組み

- 1 二酸化炭素を直接的に削減する取組み…………… 10
- 2 二酸化炭素を間接的に削減する取組み…………… 11

第5章 計画の推進

- 1 推進体制…………… 13
- 2 進行管理…………… 14
- 3 職員に対する研修・情報提供…………… 14
- 4 公表…………… 14

第1章 実行計画策定の背景

1 地球温暖化問題

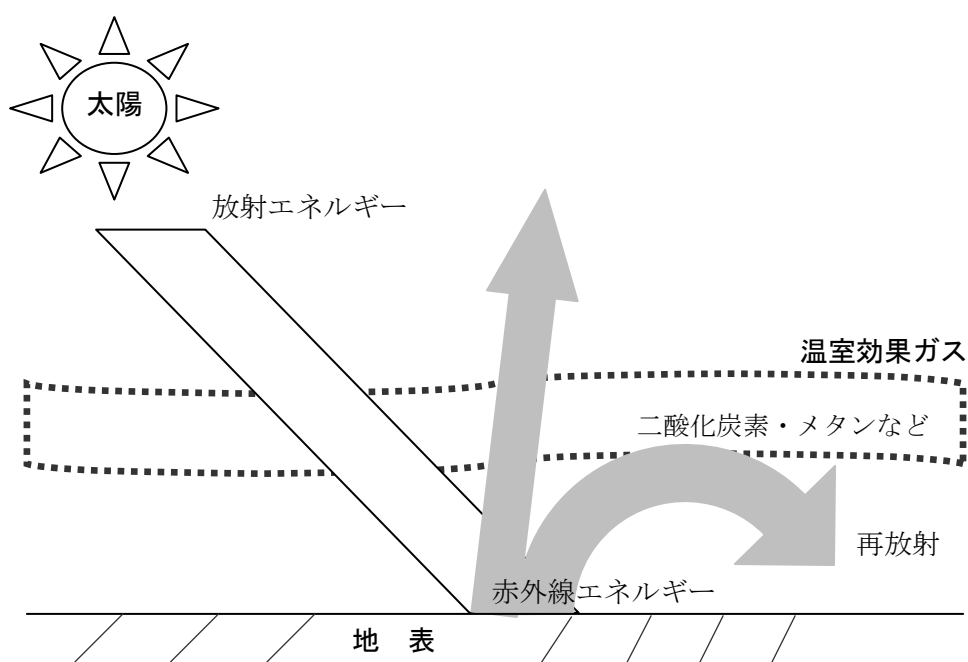
地球上では、大気中の窒素、酸素、二酸化炭素など温室効果ガスが一定の濃度で存在することによって、太陽からの日射と地表面から放出される熱のバランスが保たれ、生物が生存できる環境を維持してきました。しかし、18世紀末の産業革命以降、石炭や石油、天然ガスなど化石燃料の大量消費や森林の大量伐採などにより、大気中の二酸化炭素濃度が急激に増加してきました。これにより、地表から放出される熱が大気に吸収され、温度が上昇するという「温暖化」が引き起こされています。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第4次評価報告書第1作業部会報告書によると、1980年から1999年までに比べ21世紀末の平均気温上昇は、最も上昇幅が小さい社会シナリオで約1.8℃、最も上昇幅が大きいシナリオで約4.0℃と予測されています。

急激な気温の上昇に伴う地球環境への影響として、以下のようなことが懸念されています。

- ① 海面水位の上昇に伴う陸域の減少
- ② 豪雨や干ばつなどの異常気象の増加
- ③ 生態系への影響や砂漠化の進行
- ④ 農業生産や水資源への影響
- ⑤ マラリアなどの熱帯性の感染症の発生数の増加

《地球温暖化の仕組み》



2 国際的な動きと我が国の対応

地球温暖化防止に関する対策として国際的には、1992年に国際気候変動枠組条約が採択され、同年の国連環境開発会議（地球サミット）では、世界中の多くの国が署名を行い、1994年には条約が発効しました。

また、これを受けて締約国会議が第1回目のドイツのベルリン（COP1）から始まり、「温室効果ガスの排出および吸収に関し、特定された期限の中で排出抑制や削減のための数量化された拘束力のある目標」を定めることが決められました。

1997年には、地球温暖化防止京都会議（COP3）が開催され、京都議定書が採択されました。この中で我が国については、温室効果ガスの総排出量を「2008年から2012年」の第1約束期間に、1990年レベルから6%削減するとの目標が定められました。

また、2009年のCOP15において2013年以降の地基有温暖化対策の枠組みについて協議され、2012年のCOP18では、京都議定書を2013年以降も8年間継続して第2約束期間とし、2020年にはすべての国が参加する新たな枠組み作りを目指す作業部会日程を盛り込んだ「ドーハ合意」が採択されました。

これらの国際的動きを受けて、我が国では「地球温暖化対策の推進に関する法律」が平成10年10月に公布され、平成11年4月に施行されています。この法律では、地球温暖化対策への取組として、国、地方公共団体、事業者及び国民それぞれの責務を明らかにするとともに、国、地方公共団体の実行計画の策定、事業者による算定報告公表制度など、各主体の取組を促進するための法的枠組みを整備するものとなっています。また、地球温暖化対策に関する具体的な取組については、平成10年6月に「地球温暖化対策推進大綱」（旧大綱）が策定され、平成14年3月に新大綱が策定され、その後、京都議定書の発効を受けて、平成17年4月に「京都議定書目標達成計画」が定められました。京都議定書目標達成計画においては、京都議定書で定められた1990年度比6%削減の目標達成に向けた対策の基本的な方針が示されると共に、温室効果ガスの排出削減、吸収等に関する具体的な対策、施策が示され、特に地方公共団体に期待される事項も示されました。

3 伊南行政組合における計画策定の背景

地球温暖化対策の推進に関する法律第二十条の三では、都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画を策定するものとされています。また、同条第8項に基づき都道府県及び市町村は、当該計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表し、同条第10項では当該計画に基づく措置の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならないとされています。

これを受けて、伊南行政組合病院事業を行う昭和伊南総合病院は、平成20年3月に事業所としての温室効果ガス排出抑制のための「昭和伊南総合病院地球温暖化防止

実行計画」を策定しました。平成23年度の二酸化炭素換算値排出量において、平成18年度実績値の20.6%削減を達成しています。

また、平成20年5月のエネルギーの使用の合理化に関する法律の改正に伴い、伊南行政組合の事業全体のエネルギー使用量が基準規模（原油換算で1,500kl）以上となっていることから特定事業者の指定を受け、エネルギー使用の合理化目標達成のための中長期的な計画の作成及びエネルギー使用状況の定期報告等の管理義務が課せられるとともに、地球温暖化対策の推進に関する法律においても特定排出者として温室効果ガス排出量の報告義務が生じました。

そこで、「昭和伊南総合病院地球温暖化防止実行計画」の計画期間が平成23年度をもって終了したことから、これを改定し、伊南行政組合全体として温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（「伊南行政組合地球温暖化防止実行計画」）を策定し、地球温暖化対策をはじめとする環境保全活動に一体となって取り組むものとします。

第2章 計画の基本的事項

1 計画の目的

本組合自らが地球温暖化防止に向けた取組を率先して行うことにより、直接的な温室効果ガスの排出を抑制するほか、環境に配慮した施策の広がりによる間接的な抑制効果も期待します。

2 計画の期間

本計画は、平成24年度（2012年度）から平成28年度（2016年度）までの5年間を目標期間として取組みます。ただし、この間の社会情勢の変化、技術の進歩、計画の進捗状況等を踏まえて、必要に応じて見直すこととします。

3 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、本組合が行うすべての事務、事業とし、組合全体の事務所及び事業所を対象とします。

4 計画の対象とする温室効果ガス

本計画の対象とする温室効果ガスは、「地球温暖化対策の推進に関する法律」の第2条第3項に示された下記6分類としますが、このうち本組合において発生原因となる事務、事業のないパーフルオロカーボン（PFC）は対象外とします。

温室効果ガスの種類

ガス種類	主な発生源	地球温暖化係数
二酸化炭素 (CO ₂)	産業、民生、運輸部門などにおける石炭や石油などの化石燃料の燃焼に伴い発生し、温室効果ガス全体の9割以上を占める。	1
メタン (CH ₄)	自動車の走行に伴う排出のほか、廃棄物の埋立て、農業部門などから排出される。	21
一酸化二窒素 (N ₂ O)	燃料の燃焼に伴うものが半分以上を占めるが、工業プロセスや農業からの排出もある。	310
ハイドロフルオロカーボン(HFC)	エアゾール製品の噴射剤、カーエアコンや冷蔵庫の冷媒、断熱発泡剤などに使用されている。	140～ 11,700
パーフルオロカーボン(PFC)	半導体等製造用や電子部品などの不活性液などとして使用されている。	6,500～ 9,200
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	変電設備に封入される電気絶縁ガスや半導体等製造用などとして使用されている。	23,900

第3章 温室効果ガスの排出状況

1 伊南行政組合の温室効果ガス排出量

温室効果ガスの排出量とは、燃料の使用等による排出活動と排出係数により求められる値であり、この値に地球温暖化係数を乗じて排出量の二酸化炭素換算値を求めます。

$$\text{温室効果ガス排出量（重量）} = \text{活動量} \times \text{排出係数（活動量当たりの排出量）}$$

$$\text{温室室効果ガス排出量（CO}_2\text{重量）} = \text{温室効果ガス排出量（重量）} \times \text{地球温暖化係数}$$

本組合の事務・事業に伴う平成23年度の温室効果ガスの種類別排出量は次のとおりです。

(1) 燃料の使用に伴う二酸化炭素からの温室効果ガス排出量

燃 料	単 位	使 用 量	CO ₂ 換算排出量 (t-CO ₂ /年)
灯油	L	60,500	150.59
軽油（施設内使用）	L	1,000	2.61
A重油	L	462,600	1,253.50
液化石油ガス（LPG）	m ³	4,705	28.22
ガソリン（消防・救急車両）	L	11,943	27.73
ガソリン（その他車両）	L	7,724	17.93
軽油（車両等施設外使用）	L	3,563	9.21

(2) 他者から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素からの温室効果ガス排出量

供給元電気事業者	単 位	電気使用量	CO ₂ 換算排出量 (t-CO ₂ /年)
中部電力株式会社	kWh	4,299,998	2,033.90

(3) エネルギー使用に含まれない活動に伴う二酸化炭素からの温室効果ガス排出量

活動の種類別	単 位	使 用 量	CO ₂ 換算排出量 (t-CO ₂ /年)
ソーダ灰の使用	kg	1,500	0.85

(4) 廃棄物の処理・処分に伴うメタンからの温室効果ガス排出量

処理・処分の内容	単 位	使 用 量	CO ₂ 換算排出量 (t-CO ₂ /年)
し尿等の処理	m ³	13,418	10.71
廃棄物（汚泥）の焼却	t	0	0.00

(5) 公用車の走行に伴うメタンからの温室効果ガス排出量

車種		単位	走行距離	CO ₂ 換算排出量 (t-CO ₂ /年)
ガソリン	救急・消防車両	km	69,989	0.05
	普通・小型・軽乗用車	km	65,150	0.01
	軽貨物車	km	13,490	0.00
軽油	救急・消防車両	km	12,946	0.00

(6) 機械器具等の使用による燃料の使用に伴うメタンからの温室効果ガス排出量

燃料	単位	使用量	CO ₂ 換算排出量 (t-CO ₂ /年)
灯油	L	60,500	0.44
液化石油ガス(LPG)	m ³	4,705	0.05

(7) 麻酔剤の使用に伴う一酸化二窒素からの温室効果ガス排出量

麻酔剤	単位	使用量	CO ₂ 換算排出量 (t-CO ₂ /年)
一酸化二窒素(笑気ガス)	kg	180	55.80

(8) 廃棄物の処理・処分に伴う一酸化二窒素からの温室効果ガス排出量

処理・処分の内容	単位	使用量	CO ₂ 換算排出量 (t-CO ₂ /年)
し尿等の処理	m ³	13,418	3.87
廃棄物(汚泥)の焼却	t	0	0.00

(9) 公用車の走行に伴う一酸化二窒素からの温室効果ガス排出量

車種		単位	走行距離	CO ₂ 換算排出量 (t-CO ₂ /年)
ガソリン	救急・消防車両	km	69,989	0.76
	普通・小型乗用車	km	53,198	0.48
	乗用・貨物軽自動車	km	25,442	0.17
軽油	救急・消防車両	km	12,946	0.10

(10) 機械器具等の使用による燃料の使用に伴う一酸化二窒素からの温室効果ガス排出量

燃 料	単 位	使 用 量	CO ₂ 換算排出量 (t-CO ₂ /年)
灯油	L	60,500	0.39
液化石油ガス(LPG)	m ³	4,705	0.01

(11) エアコン搭載の公用車の保有台数に伴うハイドロフルオロカーボンからの温室効果ガス排出量

エアコン搭載車	単 位	通年搭載台数	CO ₂ 換算排出量 (t-CO ₂ /年)
使用台数(24台)	台	24	0.31

(12) SF₆が封入された電気機械器具の使用に伴う六ふつ化硫黄からの温室効果ガス排出量

SF ₆ 使用機器名	単 位	封 入 量	CO ₂ 換算排出量 (t-CO ₂ /年)
ガス遮断器(2台)	kg	0.843	0.02

2 温室効果ガスの種類別排出状況

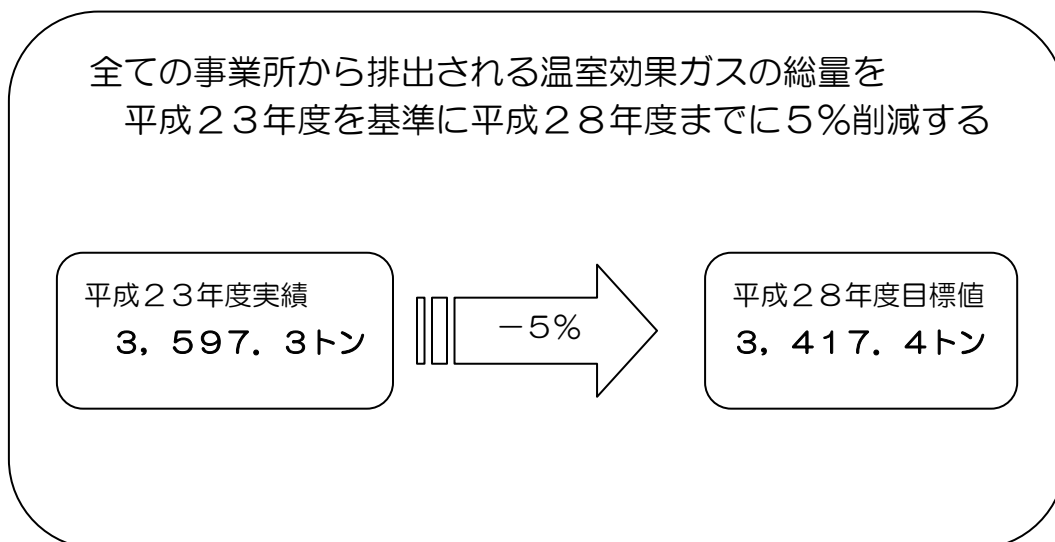
温室効果ガス	CO ₂ 換算排出量 (t-CO ₂ /年)	構成比 (%)
二酸化炭素	3,524.1	97.97
メタン	11.3	0.31
一酸化二窒素	61.6	1.71
ハオドロフルオロカーボン	0.3	0.01
六ふつ化硫黄	0.0	0.00
計	3,597.3	100.00

3 施設別の温室効果ガス排出状況

施設名	CO ₂ 換算排出量 (t-CO ₂ /年)	構成比 (%)
昭和伊南総合病院 (事務局室内使用分を含む)	2,769.7	76.99
消防本部、北署及び南署	157.0	4.37
伊南衛生センター	483.1	13.43
大田切不燃物処理場	16.6	0.46
伊南聖苑	170.2	4.73
事務局 (事務所内排出分を除く)	0.7	0.02
計	3,597.3	100.00

4 温室効果ガスの排出削減目標

本計画における温室効果ガス排出量の削減目標を、以下のとおり設定します。



活動の種類	削減目標
ガソリン使用量	5%の削減をする
灯油使用量	
軽油使用量	
A重油使用量	
液化石油ガス（LPG）使用量	
電気使用量	
公用車走行距離	
水道使用量	

第4章 計画の具体的な取組み

本計画においては、温室効果ガス排出量の削減に向けて、「職員一人ひとりの努力」と「施設、設備の管理面における努力」の両面の取組みから、様々な項目について積極的に進めていかなければなりません。

伊南行政組合では、次の具体的な取組みを実践するものとします。

1 二酸化炭素を直接的に削減する取組み

(1) 省エネルギーの推進

●燃料使用量の削減

〔具体的な取組み〕

- ・一般廃棄物処理に係る焼却処分を見直し、資源の有効利用を図る。
- ・蒸気又は温水を供給するボイラの構成、種類等を検討し、効率的な運転に努める。
- ・暖房に燃料を用いる場合は、燃焼時間、設定温度等の抑制に努める。

●電気使用量の削減

〔具体的な取組み〕

- ・照明器具等の電気設備を効率の良いものに順次更新する。
- ・夏季の(クールビズ)、冬季の厚着・ひざ掛け(ウォームビズ)を徹底する。
- ・冷暖房の工夫(こまめな温度調整、すだれ等)に努める。
- ・緑のカーテン(朝顔等の育成により、冷房の抑制)を実施する。
- ・エアコンフィルターのこまめな掃除(年3回)を行う。
- ・エレベーターは荷物があるときだけ使用する。
- ・こまめな点灯、消灯の励行(8時30分点灯、昼休みと終業時の消灯など)
- ・昼休み等長時間席を離れる時は、パソコンの電源を切る。または待機時間の設定等の工夫を行う。
- ・会議室やトイレなどは、使用時以外は消灯し、また、不要な箇所は消灯するなど部分照明に努める。
- ・計画的かつ効率的な事務執行を図り、残業時間を縮減する。
- ・退庁時電気機器のコンセントを抜く、またはスイッチ付コンセントでの管理(待機電力の削減)を行う。
- ・個人用冷暖房機器は使用しない。

●公用車の省エネルギー

〔具体的な取組み〕

- ・エコドライブ(急発進・急加速の抑制等)を徹底する。
- ・駐停車中のアイドリングを最小限にする(特に冬季間)。

- ・近距離は徒歩で移動する。
- ・出張はできる限り公共交通機関を利用する。

2 二酸化炭素を間接的に削減する取組み

(1) 省資源・ごみの減量化

●水道使用量の削減

〔具体的な取組み〕

- ・日常の節水に努める。
- ・雨水貯蔵施設を設置し、プランターの水やりなどに雨水を利用する。
- ・洗車や食器洗いなどの際は、汲み置き流いに努める。

●用紙類使用の削減

〔具体的な取組み〕

- ・紙廃棄時は、裏面利用や分別を徹底する。
- ・プリンターやコピー機付近に裏面利用紙をサイズごとに用意し、紙の再活用を推進する。
- ・メールを活用し、ペーパーレスを推進する（特に院内通知は原則メール）。
- ・使用済み封筒の再利用。
- ・FAX送信票、送付文書などを省略する。

●廃棄物の減量とリサイクル

〔具体的な取組み〕

- ・シュレッダーの使用は最小限とし、機密文書の溶解処理を推進する。
- ・ごみの分別徹底、資源化に努める（生ごみはコンポスト、容器等の統一、ごみを発生させない）。
- ・不要な雑誌、機関紙、情報誌類は、配送しないよう送付元に連絡し削減を図る。
- ・職場から出る不要物品の有効利活用を図る。

(2) 環境に配慮した物品等の推進

●事務用品・電化製品の購入

〔具体的な取組み〕

- ・エコマーク商品やグリーンマーク商品など環境負荷の少ない商品を購入する。
- ・詰替え可能な洗剤や文具類を購入する。
- ・電化製品は、エネルギー消費効率の高い製品を購入する。

●印刷物の発注

〔具体的な取組み〕

- ・印刷物発注の際は、古紙や非木材配合率の高い再生紙を指定する。
- ・印刷物は再資源化が容易な非塗工紙をできるだけ使用する。

●公用車の購入

〔具体的な取組み〕

- ・公用車の更新、購入に当っては、低燃費・低公害車を計画的に導入する。

(3) 環境に配慮した事業などの実施

●会議・研修会などの開催時における環境配慮

〔具体的な取組み〕

- ・会議や研修会を開催する場合は、事前に資料の配布対象者数を把握し、必要最小限の部数を用意する。
- ・会議等の通知において、車の相乗りや公共交通機関の利用について案内する。

●公共工事の発注等における環境配慮

〔具体的な取組み〕

- ・公共工事における環境負荷の低減を図るため、環境に配慮した公共事業の推進に努める。

(4) 職員の環境保全率先行動

●環境項目の設定

〔具体的な取組み〕

- ・エコ手帳の作成と実践。

●環境保全意識の向上

〔具体的な取組み〕

- ・エコに関する情報の共有を図る（職員間での不要品交換などの情報掲示にイントラネットのお知らせなどを利用する。）。
- ・6S（整理・整頓・清掃・清潔・しつけ・省エネ）を徹底する。
- ・残飯を出さない。
- ・買物にマイバックを持参する。
- ・使い捨て商品はなるべく購入せず、再生品や分別しやすい商品を購入する。

●ノーマイカーデーの推進

〔具体的な取組み〕

- ・エコ通勤（徒歩・自転車・公共交通機関等）を実践する。

第5章 計画の推進

本計画の実効性を高めるために、以下の体制・考え方に基づいて推進を図ります。

1 推進体制

本実行計画の推進は、職員一人一人が自ら実践することとなるが、各職場等において次のような役割を定めて円滑な推進を図る。

(1) 実行計画管理者

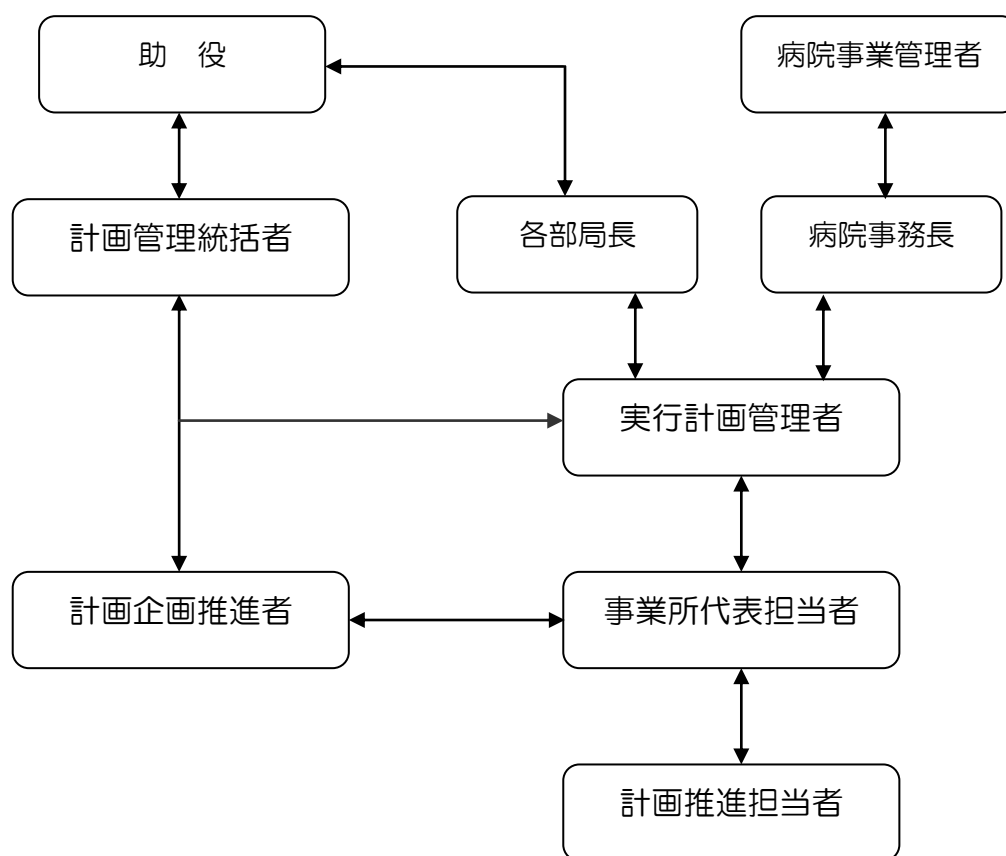
各職場において、本実行計画の推進を図る管理者を置く。管理者は、各課等において「第3章 計画の具体的な取組み」で定めた具体的な活動を総括し、自らも率先してこれに取り組むものとする。また、職員が取り組みやすい環境づくりに努める。

(2) 計画推進担当者

各職場において、本実行計画における具体的な取組み項目の点検及び報告を行うとともに、職員が円滑に実践できるように連絡調整を図る。

(3) 6S業務標準チーム

職場において、環境を守る運動に職員自らが取り組み、実践し、かつ推進を図ることを目的として設置された組織。



2 進行管理

各事業の活動に伴う温室効果ガスの排出量や取組み項目に対する達成状況等を毎年度調査をして把握し、点検・評価を行います。

また、総合的な点検・評価の結果に基づき、必要に応じて目標値及び取組内容の改善など、本計画の見直しを行います。

3 職員に対する研修・情報提供（職員の環境保全意識の向上）

本計画を実効性のあるものとして推進していくため、全職員に対して本計画に関する情報発信・提供や研修等の実施を通じて普及・啓発を図ります。

①職員への計画の周知

- ・本計画を取組の単位である各職場に配布し、全職員への周知を図ります。
- ・本計画の内容や進捗状況について情報提供を行います。

②研修の実施

- ・職員に向けて、地球温暖化問題に関する情報や、本計画の取組内容に関する研修を実施します。
- ・各職場において、随時職場内研修を実施し、本計画の取組み項目の実施確認等に関する研修を行います。

4 公表

本計画の内容・進捗状況・達成状況等について、ホームページ等を通じて公表します。

伊南行政組合地球温暖化防止実行計画

策定：平成24年12月

駒ヶ根市赤穂3230番地

伊南行政組合事務局

TEL 0265-82-8003 FAX 0265-82-8230